

(写)

動畜第2580号
平成18年11月21日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田



大阪府イノシシ保護管理計画の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の策定等について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づき、都道府県知事は区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、長期的な観点から当該鳥獣の保護管理に関する計画（特定鳥獣保護管理計画）を定めることができます。

大阪府では、府域全域にイノシシによる農林業被害が増加しており、人間活動とのあづれきを起こしています。

大阪府としては、イノシシによる農林業被害を軽減させ、人とイノシシの共存を図るため、イノシシを対象として有害鳥獣の捕獲や被害の防止、生息環境の整備などを総合的に行うため、平成19年4月1日から5年間を計画期間とする大阪府イノシシ保護管理計画を策定するとともに、同期間ににおける環境大臣が定める狩猟の制限期間を延長するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。